

（「第 7 回やまがた受動喫煙防止宣言実行委員会（H30. 5. 16）」資料から）

「やまがた受動喫煙防止宣言」における中期目標の達成状況等について

1 「宣言」における中期目標の達成状況

（1）事業者等の取組み目標

① 子どもが主に利用する施設及び医療機関

施設の種別	施設例	目標年度及び達成目標	実施率			
			H26 年度 (基準年度)	H28. 4	H29. 4	H30. 4
子どもが主に利用する施設及び医療機関	学校	平成 27 年度	小中 97.1% 高校 100%	100.0%	100.0%	100.0%
	認定こども園、幼稚園、 児童福祉施設	敷地内禁煙 の実施率 100%	幼稚園 85.1% 児童福祉施設 90.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	病院		64.7%	75.0%	85.3%	92.8%

（注）本結果は、対象施設の実施状況調査（全数）による

② 公共性の高い施設

施設の種別	施設例	目標年度及び達成目標	実施率			
			H26 年度 (基準年度)	H28. 4	H29. 4	H30. 4
公共性の高い施設	官公庁施設	平成 28 年度	90.2%	95.3%	100.0%	100.0%
	社会福祉施設	敷地内禁煙 又は 建物内禁煙 の実施率 100%	68.9%	82.0%	91.6%	94.7%
	大学等		91.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	美術館、博物館		96.1%	98.8%	100.0%	100.0%
	図書館		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	体育館等運動施設		84.7%	98.9%	100.0%	100.0%
	観覧場、展示場		92.9%	97.6%	100.0%	100.0%
	集会場		93.4%	97.6%	98.4%	100.0%
	JR等駅舎、金融機関、 公衆浴場		73.4%	—	—	91.5%

（注）本結果は、対象施設の実施状況調査（全数）による

③ 不特定多数の者が利用する施設

施設の種別	施設	目標年度及び達成目標	実施率	
			H26年度 (基準年度)	H29年度
不特定多数の者が利用する施設 (①②の施設を除く)	飲食店	平成29年度	27.0% (40.0%)	31.0% (43.8%)
	理容店	建物内禁煙又は完全分煙の実施率を平成26年度と比較し 倍増 ※直ちに禁煙又は完全分煙とすることが困難な場合は、 空間分煙や時間分煙等を含め、各業態の実情に合わせた実効性のある対策を実施	21.6% (27.8%)	34.5% (42.2%)
	レジャー施設		44.4% (73.6%)	82.7% (88.0%)
	宿泊施設		30.6% (62.5%)	33.8% (60.5%)
	遊技場		4.4% (24.0%)	8.8% (25.0%)

(注) ①本結果は、平成26年度及び平成29年度受動喫煙防止対策実態(アンケート)調査による
②実施率欄の()内は空間分煙、時間分煙の対策を含んだ実施率

《参考》

「平成29年度受動喫煙防止対策実態(アンケート)調査」について

区分	対象施設数	回収数	回収率	(参考)H26回収率
飲食店	4,048	1,868	46.1%	28.3%
飲食店以外	5,308	2,591	48.8%	43.6%

※対象施設については、総務省の「経済センサス基礎調査(平成26年7月)」に基づく産業分類名簿掲載の県内12,664施設のうち、無作為に抽出した施設について実施

(2) 喫煙マナーの向上目標

目標年度及び達成目標	場所	受動喫煙を受けた者の割合	
		H24年度 (基準年度)	H28年度
平成29年度 受動喫煙を受ける機会を平成24年度と比較し半減	職場	31.9%	32.2%
	家庭	17.0%	12.0%
	飲食店	39.3%	34.7%

(注) 本結果は、平成24年度及び平成28年度「県政アンケート」による

2 「宣言」に基づく取組みの検証

(1) 子どもが主に利用する施設や病院、官公庁施設や社会福祉施設などの公共性の高い施設での受動喫煙防止対策の推進が図られた。

(2) 飲食店などの不特定多数の者が利用する施設については、一定の効果がえられるものの、更なる取組みの必要がある。

[対策を実施できない理由として多かったもの（飲食店）]

- ・喫煙室などを設けるスペースがないから(60.6%)
- ・お客様（利用者）からの要望がないから(49.0%)
- ・客数や売上げが減る恐れがあるから(46.2%) ・喫煙は個人の嗜好の問題だから(39.0%)
- ・喫煙室などを設けるために費用がかかるから(36.2%)

[宣言の効果等（飲食店）]

- ・客数や売上げが減る恐れがあるとの回答が多い一方、対策をとった飲食店においては、受動喫煙防止対策後の客数や売上げの変化について減ったと回答したのは11.1%で、「客数や売上げに変化がない」が63.1%、むしろ「客数や売上げが増えた」との回答は3.8%に上る
- ・「やまがた受動喫煙防止宣言」制定後、経営者の認識に何らかの変化があったとの回答が約6割

受動喫煙が健康に及ぼす影響等について知ることができた

受動喫煙について考えさせられた。受動喫煙防止対策を推進した

受動喫煙防止対策を実施できなかったが、推進する方法を検討した

[行政に望むこと（飲食店）]

- ・喫煙者のマナー向上の呼びかけ(53.6%) ・公共の場所での喫煙所の整備(25.5%)
- ・受動喫煙防止を進めるための普及啓発(24.3%)
- ・罰則のある法律や条例による規制(13.0%)

(3) 喫煙マナーの向上について

- ・「飲食店」は、前述のとおり。
- ・「家庭」は、目標には届かないものの、一定程度前進している。
- ・「職場」は、受動喫煙を受けた者の割合が3割を超える状況にある。ただし職場の種類や取組み状況の実態が把握されていない状況にある。

[これまでの主な取組み]

次の取組みを通して、「宣言」及び受動喫煙防止の普及啓発を行ってきている。

- ・保健所による出前講座（H29:98件）、巡回訪問（H29:258件）の実施
- ・イベントなどでの啓発活動（H29：28回）
- ・県民、事業所などから広く「宣言」を募集（H27～H29:2,055件）

3 今後の取組み方針

- (1) **公共性の高い施設**において、金融機関、公衆浴場などの一部の業種で対策の推進が遅れていることから、引き続き、受動喫煙防止に向け対策実施を働きかけていく必要がある。
- (2) **飲食店や宿泊施設など不特定多数の者が利用する施設**に対して、対策実施後に「客数や売上げに変化がなかった」などの情報提供や啓発活動を積極的に行っていくとともに、受動喫煙防止対策を更に推し進めるため、県全体で取組みを進めていく必要がある。
- (3) **喫煙マナーの向上**について
 - ・「飲食店」に対しては前述の取組みを進める。
 - ・「家庭」に対しては、引き続き受動喫煙防止に向けた普及啓発を行っていく。
 - ・「職場」に対しては、受動喫煙防止の取組みの実態把握に努めるとともに、実態に合わせた取組みを推し進めていく必要がある。